「ゾーン３０」について
（通学路・生活道路対策）　長崎警察署

1　ゾーン30とは

住宅地域や小学校周辺等の生活道路（5.5m未満の中央線がない道路）における歩行者等の安全な通行を確保することを目的としています。

対象となる区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロの速度規制を実施するとともに、道路管理者による路側帯や交差点のカラー舗装等のハード面の整備を行い、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制を図る通学路・生活道路対策です。

2　ゾーン30の明示

ゾーン30をドライバーに明示するため、次の道路標識と道路標示を設置します。

【道路標識】

【設置例】

【道路標示】

3　道路管理者による安全対策

ゾーン30においては、道路管理者による次のような安全対策を実施します。

【路側帯のカラー舗装及び路側帯拡幅】

【ハンプの設置】

【交差点のカラー舗装】

４　管内のゾーン30の整備状況等

長崎警察署管内では、６箇所（うち１箇所は浦上警察署管内が大部分で当署管内は一部分）を整備完了予定です。（平成２８年度終了時点）

＜長崎警察署管内「ゾーン30」整備状況一覧表＞

	地区名	完成年度	町名
1	市役所周辺	平成25年度	恵比須町・金屋町・興善町・桜町
2	樺島周辺	平成25年度	樺島町・五島町・万才町
3	日見周辺	平成26年度	宿町・界一丁目・界二丁目
4	中町・筑後町周辺	平成27年度	上町・大黒町・玉園町・筑後町・中町
5	目覚町周辺	平成27年度	目覚町（浦上署管内は浜口町・岩川町）
6	栄町・魚の町周辺	平成28年度	魚の町・興善町・栄町・桜町

●　ドライバーの皆さんへ

◎　ゾーン30は、歩行者等の通行を保護するための規制であることを忘れないよう注意しましょう。

◎　ゾーン30内は、最高速度30キロを守り、歩行者を保護する優しい運転を心掛けましょう。

◎　ゾーン30内の不必要な通り抜けを控えましょう。

ゾーン３０区域内は
特に思いやり運転を！

まもろう交通ルール！　長崎警察署

長崎警察署管内のゾーン30整備箇所（位置図）

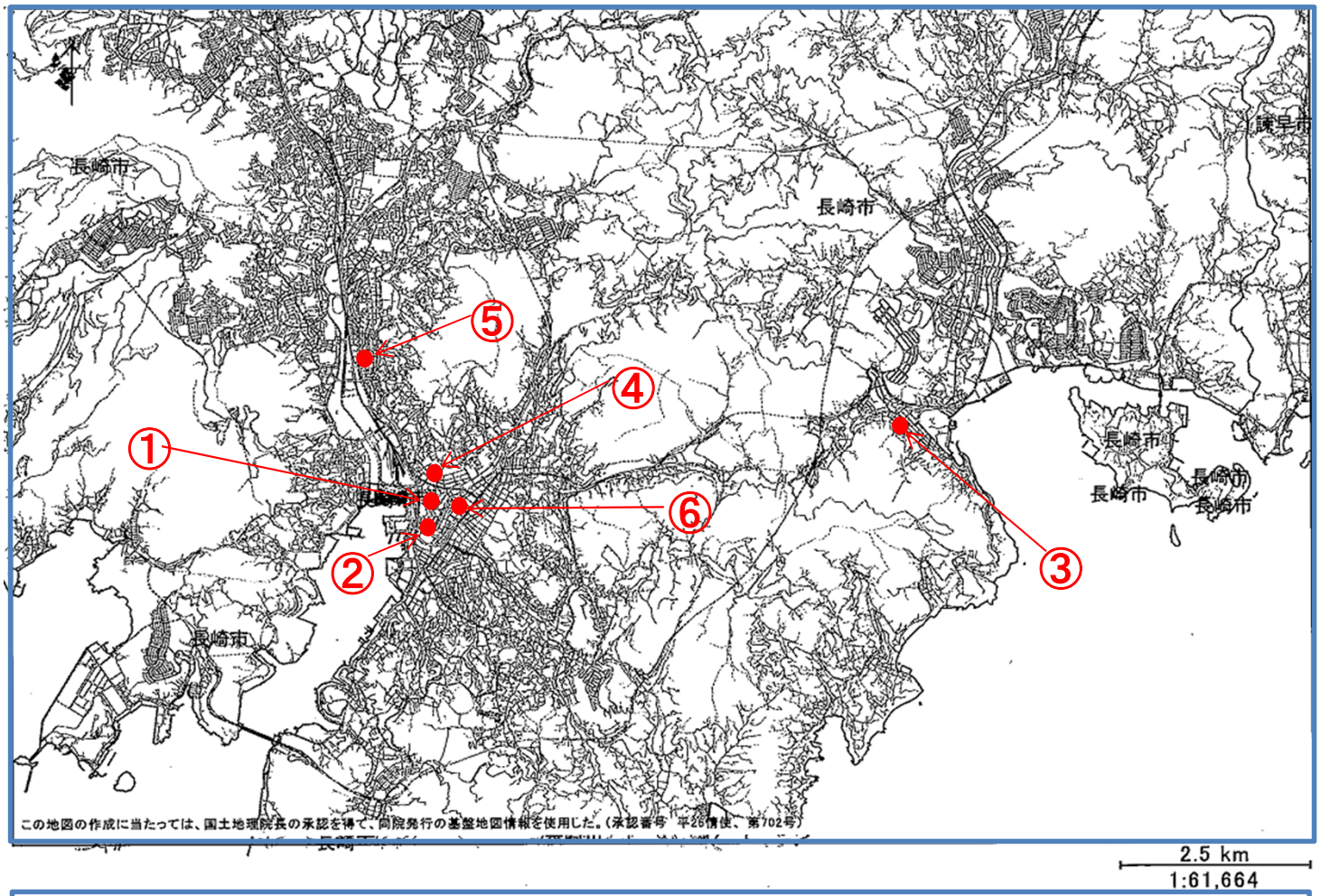

凡　例

①　～　市役所周辺

②　～　樺島周辺

③　～　日見周辺

④　～　中町・筑後町周辺

⑤　～　目覚町周辺

⑥　～　栄町・魚の町周辺

長崎警察署管内ゾーン30整備箇所（詳細図）

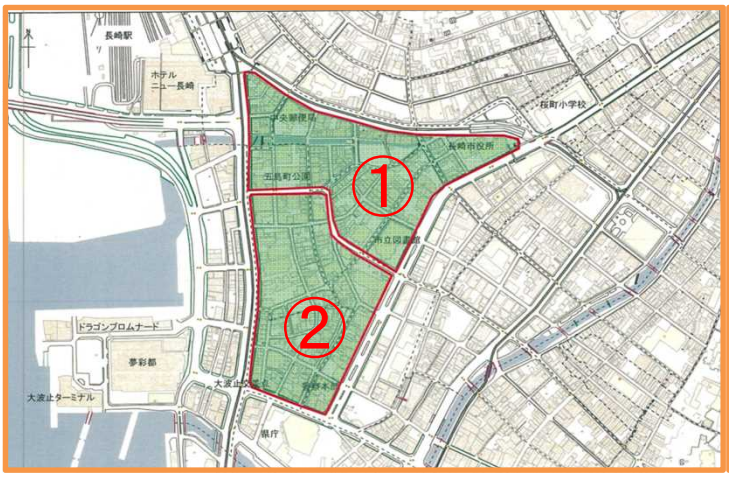

① 市役所周辺 ② 樺島周辺

③ 日見周辺

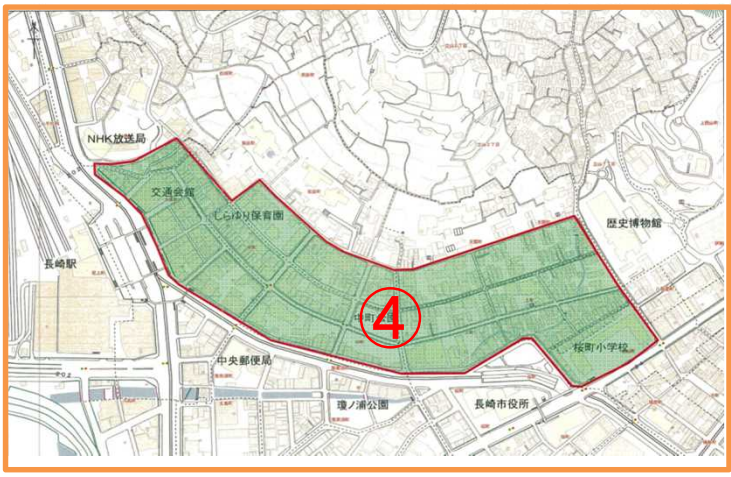

④ 中町・筑後町周辺

⑤ 目覚町周辺

⑥ 栄町・魚の町周辺（平成28年度までに整備）